

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

野々市市は、古くから交通の要所として栄えてきた街である。面積は 13.56km²と狭く、地形は海や山のない平坦な平野部が広がるコンパクトな街でもあることから人口密度が本州日本海側最高を誇り、県内で最も賑わいのある都市の一つである。近年、積極的に土地区画整理事業などの都市基盤整備を進めてきたこともあり、人口が増加し続けており、平成 23 年には人口要件等を満たしたことにより市制移行している。今後、高齢化が進むものの、人口は増加傾向で推移すると見込んでいる。

高度経済成長期に交通インフラが整備されたことを背景に製造業を中心とした企業の進出が相次いだものの、古くから交通の要所であったため、人や物が行き交い、地名のとおり市（いち）が形成され商業を中心に発展している。

現在、野々市市内の中小企業は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると域内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、独自の取り組みとして市内事業者に対して中小企業振興補助事業等を講じてきたが、引き続き市内中小企業の生産性の抜本的な向上及び従業員の給与水準の向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の一つとなり、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 5 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3 %以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

野々市市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定め

る先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

野々市市の産業は、北部は駅周辺、東部から西部にかけては旧北国街道沿いの旧市街地、南部は市役所周辺と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、野々市市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

野々市市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が当市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月6日から令和7年6月5日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。